

災害福祉支援ネットワークの設置について

1 要旨・目的

災害時において、高齢者、障害者などの災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、その避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、一般避難所で要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（以下「広島DWAT」という。）を組成するとともに、必要な支援体制を確保することを目的として、「広島県災害福祉支援ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

2 現状・背景

(1) 要配慮者の災害関連死の増加に伴う国の動き

近年の災害においては、要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合があり、要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題となっている。

このため、厚生労働省は「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日付）において、平時から行政、社会福祉協議会及び社会福祉施設団体等が協働して災害福祉支援体制を構築するように、各都道府県へ通知を行っている。

(2) 県内の社会福祉施設間の相互応援協定の締結

平成30年7月豪雨災害を契機として、平成31年3月に、県、社会福祉協議会、社会福祉施設関係団体との間で、施設間相互応援協定である「災害時における安心を共に支え合う協定」（略称「さっそくネット」）が締結された。

(3) 県への要望

令和2年10月に、広島県社会福祉法人経営者協議会から、県が主体となったネットワークの構築に向けて取り組むよう要望書が提出された。

(4) 都道府県における災害福祉支援ネットワーク等の設置状況（R3.2.4現在）

区分	設置済	設置予定	検討中	その他	合計	中国地方の状況
災害福祉支援ネットワーク	42	1	3	1	47	設置済：4 検討中：1（広島県）
DWAT	35	6	2	4	47	設置済：3 検討中：1（山口県） その他（未定）：1（広島県）

3 概要

(1) 対象者

避難所等において避難生活を送る要配慮者

(2) 実施内容

ア 広島DWA T

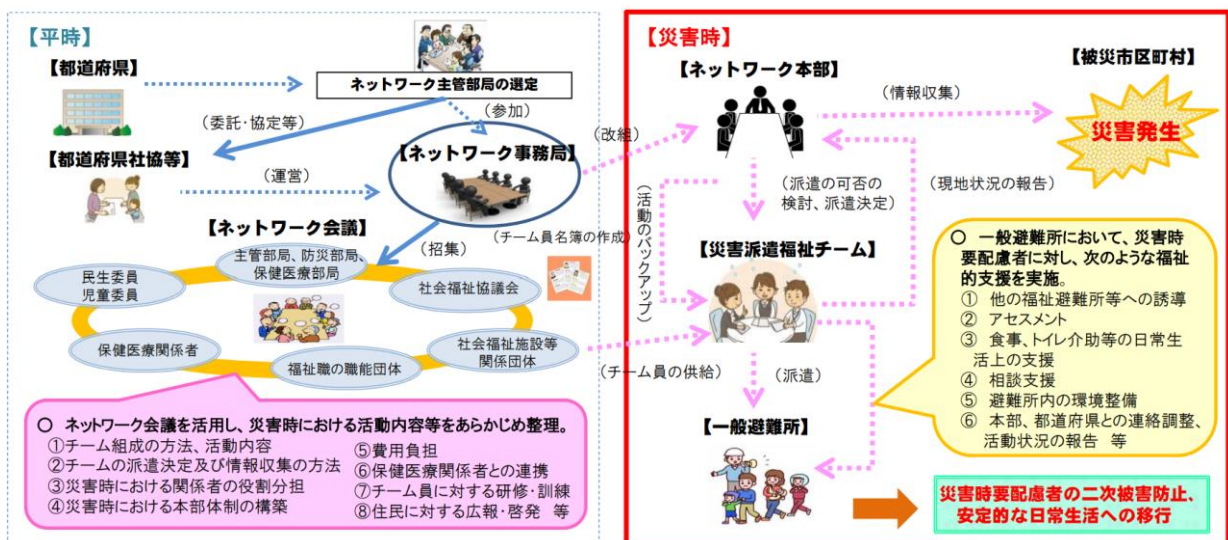
別紙資料のとおり

イ ネットワーク

(ア) 避難所等での要配慮者に対する福祉的支援を行う広島DWA Tの派遣及び調整

(イ) 災害発生時に広島DWA Tの活動が円滑に実施できるよう、平時におけるチーム編成、派遣方法等の整理及び研修・訓練等の実施

【災害福祉支援ネットワーク概要図】



引用：厚生労働省資料（「災害時の福祉支援体制の構築に向けたガイドライン」の概要）より

(3) スケジュール

- ・ 令和4年3月25日 広島DWA T構成団体との派遣に関する基本協定締結
 - ・ 令和4年度 ネットワークにおいて広島DWA T派遣に向けた活動内容等整理
 - ・ チーム組成の方法，活動内容
 - ・ チームの派遣決定及び情報収集の方法
 - ・ 保健医療関係者との連携方法
 - ・ 住民に対する広報・啓発
- 広島DWA Tチーム員登録及び研修・訓練の実施

(4) 予算

6,450千円（国庫10/10）

災害派遣福祉チームについて — 広島 DWA T —

令和4年3月3日
広島県地域福祉課

1 災害派遣福祉チーム（DWA T）とは

Disaster **W**elfare **A**ssistance **T**eam の略
災害 福祉 支援 チーム

- 災害派遣福祉チーム（以下「DWA T」という。）は、災害時における二次被害を防ぐため、避難所等（※1）に派遣され、要配慮者（※2）等に対し福祉支援を行う専門職チームです。
- 避難所等においては、福祉サービス等が欠けた環境に置かれた避難者（※3）には、次のような二次被害が想定されます。
 - ① **【更なる重度化】**
平時では、福祉サービス等の提供があることを前提に生活が成立している方の状態がさらに悪化する。
 - ② **【新たな発生】**
平時であれば生活は成立している方が、交流の不足、不活発な状態となり、状態が悪化する。
- このため、避難所等に派遣されたDWA Tは、要配慮者等の福祉ニーズの把握やスクリーニング（※4）福祉避難所への誘導、日常生活上の支援、各種相談対応、環境整備などを実施します。

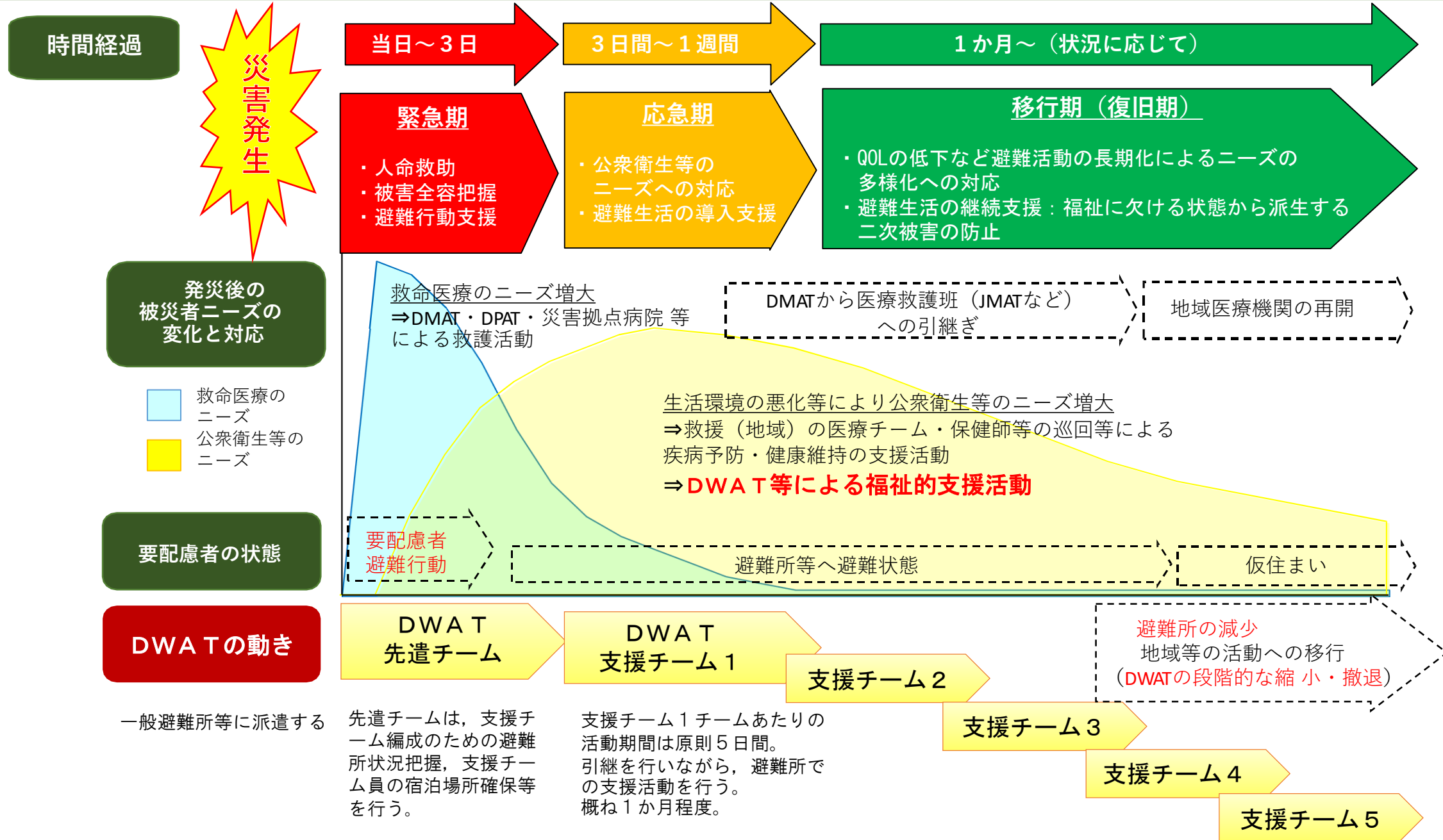
※1 避難所等：一般避難所、福祉避難所

※2 要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

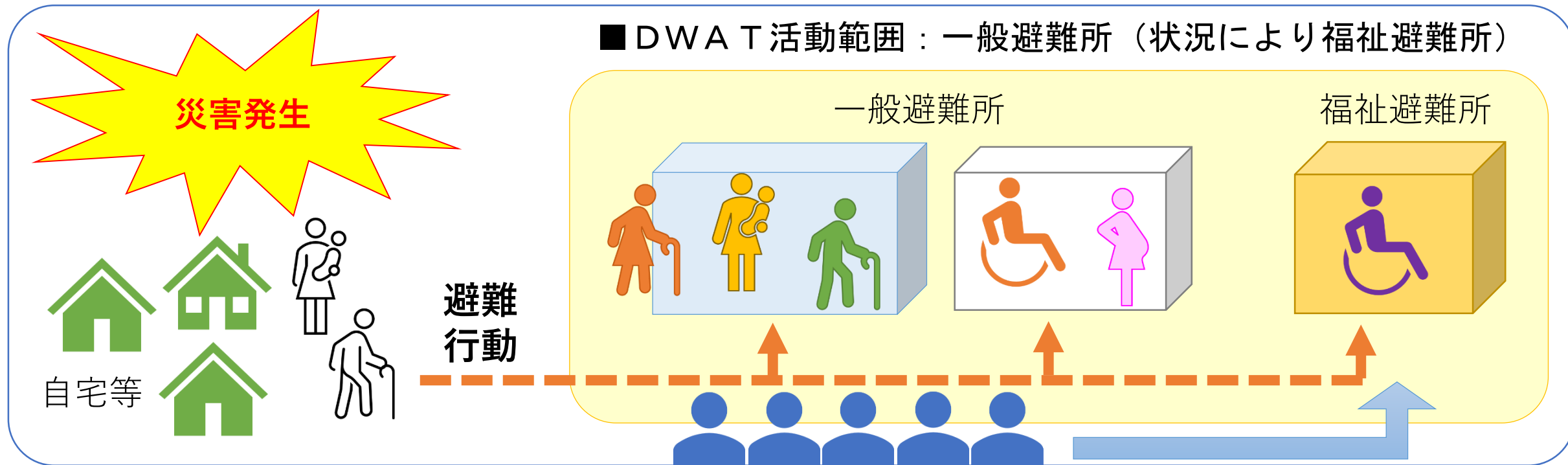
※3 避難者：避難所等に避難している人

※4 スクリーニング：避難者等について、問題整理、緊急性の分類や支援の振り分けをすること。

2 DWA Tの派遣時期（発災後の時間経過と支援活動の変化）



3 広島DWA Tの活動イメージ



被災地以外のDWA T



被災地以外のDWA T
(順次派遣)



一般避難所に派遣

状況により福祉避難所に派遣

■ 避難所に派遣されたDWA Tは次の活動を行う。

- ① 避難者の福祉ニーズの把握・スクリーニング等による要配慮者の把握
- ② 要配慮者の状態の評価（アセスメント）の実施
- ③ 社会福祉施設への受入調整等支援のコーディネート
- ④ 要配慮者等からの相談対応
- ⑤ 避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備 等

4 広島DWA Tのチーム員

○県と協定を締結した広島DWA T構成団体に参加する施設又は事業所等（協力施設等）から、推薦を受けて登録された専門職で構成します。

○登録された福祉専門職には、研修や訓練を実施します。

区分	資格等
資格等	社会福祉士，介護福祉士，介護支援専門員，介護職員初任者研修修了者，介護福祉士実務者研修修了者，相談支援専門員，精神保健福祉士，手話通訳士，保育士，看護師，リハビリ専門職，管理栄養士，臨床心理士 等
職種等	生活相談員，生活支援員，介護職員，ケアマネジャー，訪問介護員，手話通訳者 等

5 広島DWA Tチーム員の登録の考え方

チーム員の登録にあたっては、協力施設等の地域エリア【16エリア（内8エリアは広島市）】を考慮し、エリアごとに登録します。

	エリア構成市町
1	東広島市, 竹原市, 大崎上島町
2	三次市, 庄原市
3	廿日市市, 大竹市
4	福山市, 府中市, 神石高原町
5	海田町, 府中町, 坂町, 熊野町
6	北広島町, 安芸高田市, 安芸太田町
7	尾道市, 三原市, 世羅町
8	呉市, 江田島市
9	中区
10	南区
11	東区
12	西区
13	安佐南区
14	安佐北区
15	安芸区
16	佐伯区



※16エリアについて

- ・社会福祉施設等の相互応援協定である「災害時における安心を共に支え合う協定」（略称「さっそくネット」）では、加盟施設の所在地域別に16のエリアに分けています。
- ・広島DWA Tとさっそくネットの構成団体は同じであり、混乱を避けるため、広島DWA Tの地域エリアもさっそくネットと同様としています。

7 関係団体の役割分担

広島県	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集に関すること ・被災市町（災害対策本部）等関係機関との連絡調整に関すること ・費用負担に係る調整に関すること ・広島DWA Tの派遣決定に関すること ・その他，広島DWA Tの派遣・活動に関して必要な事項に関すること 	
広島県災害福祉支援ネットワーク	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・広島DWA Tのチーム員の確保・育成に関すること ・広島県の要請に応じて，広島DWA T構成団体にチーム員の派遣を要請及び調整を行うこと ・広島DWA Tの編成に関すること ・広島DWA Tの派遣に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること ・その他，広島DWA Tの派遣に関して必要な事項に関すること
	広島DWA T構成団体	<ul style="list-style-type: none"> ・広島DWA T派遣に係る当該団体内の協力施設等の調整に関すること ・ネットワーク事務局からの要請に対し，必要に応じチーム員を派遣すること ・その他，広島DWA Tの派遣に関して必要な事項に関すること

【広島県災害福祉支援ネットワーク構成団体（19団体）】

※下線を引いている団体は広島DWA T構成団体（12団体）

広島県社会福祉法人経営者協議会，広島県老人福祉施設連盟，広島市老人福祉施設連盟，広島県身体障害者施設協議会，広島県知的障害者福祉協会，広島県児童養護施設協議会，広島県母子生活支援施設協議会，広島県乳児院協議会，広島県保育連盟連合会，広島県私立保育連盟，広島市私立保育協会，広島県社会福祉法人経営青年会，広島県市長会，広島県町村会，広島県民生委員児童委員協議会，広島市民生委員児童委員協議会，広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会，広島県社会福祉協議会（事務局），広島県